神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領

(趣旨)

1 この要領は、神奈川県動物愛護センター(以下「センター」という。)の事業に協力する ボランティアの登録、活動その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアの種類及び活動)

- 2 センターに協力するボランティアを神奈川県動物愛護センター登録ボランティア(以下「登録ボランティア」という。)と称し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める活動を行うものとする。
 - (1) 譲渡ボランティア (団体又は個人) センターに収容された動物の譲渡を受け、適切な飼養管理のもと、必要に応じて治療、馴化等を行い、新たな飼い主に譲渡する。
 - (2) グルーミングボランティア (個人) センターに収容された動物の健康及び清潔を保ち、新しい飼い主への譲渡を促進する ため、センター内において動物のシャンプー、トリミング等を行う。
 - (3) その他のボランティア(団体又は個人) 前各号に掲げる活動以外の活動で、センター所長(以下「所長」という。)が必要と認 めた活動を行う。

(登録)

3 前項各号の活動を行おうとする者は、あらかじめ所長の登録を受けなければならない。

(登録の要件)

- 4 登録に必要な要件は、次のとおりとする。
 - (1) 共通事項
 - ア 団体には代表者及び副代表者を置くこと。この場合において、副代表者はその代表者 に不測の事態等が生じ、活動が困難になった場合等にその代行を行える者であること。
 - イ 登録者(団体にあっては、代表者及び副代表者)は、活動に支障が生じないよう心 身ともに健康な成人であること。
 - ウ 神奈川県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を十分に理解し、協力する意思が あること。
 - エ 各動物の習性を理解し、適切な対応が行えること。
 - オ電子メール及び電話による連絡が可能であること。
 - カー活動中に知り得た情報に対し守秘義務が果たせること。
 - キ その他所長が登録に不適と認めないこと。
 - (2) 譲渡ボランティア(団体)
 - ア 神奈川県内に譲渡を受けた動物を適正に飼養できる施設が1か所以上あること。 ただし、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を正式に認められており、住所地及び飼養施設から自動車にて概ね2時間以内にセンターに来所できる場合はこの限りでない。
 - イ 獣医師、愛玩動物飼養管理士等の資格を有する者又は譲渡を受ける動物について、

- 6か月間以上の飼養管理及び譲渡に従事した経験を有する者を、飼養施設の規模や飼養頭数等に対し適切な人数で構成員として配置すること。
- ウ 離乳前の動物、疾病や障害のある動物等、その飼養管理に特に配慮が必要な動物を 取り扱う場合はその取扱いに習熟した者を置くこと。
- (3) 譲渡ボランティア(個人)
 - ア 神奈川県内に譲渡を受けた動物を適正に飼養できる施設があること。
 - イ 獣医師、愛玩動物飼養管理士等の資格又は譲渡を受ける動物について6か月以上飼養管理及び譲渡に従事した経験を有すること。
 - ウ 離乳前の動物、疾病や障害のある動物等、その飼養管理に特に配慮が必要な動物を 取り扱う場合は、その取扱いに習熟していること。
- (4) グルーミングボランティア (個人) トリマー、グルーマー等の資格や動物のグルーミングの経験等、活動を行う上で必要 な知識、技術及び経験を有していること。
- (5) その他のボランティア (団体又は個人) 活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、個別 に定める。

(登録の手続)

- 5 登録を受けようとする者は、神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録申出書 (第1号様式)及び誓約書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添付して所長あて申し出 なければならない。
 - (1) 譲渡ボランティア (団体)
 - ア 団体の概要が分かる書類
 - イ 法人にあっては、発行日から6か月以内の登記事項証明書、公益法人の場合は団体 を証明する書類(原本を確認後返却)
 - ウ 代表者、副代表者及び構成員の氏名、住所等を記載した名簿(第1号様式 別紙)
 - エ 飼養施設の平面図、写真及び付近の地図
 - オ 神奈川県内に動物の飼養施設を有しない団体にあっては、他の自治体の動物愛護管理行政機関において、譲渡に関するボランティア活動を認められていることを証明する書類
 - カ 第4項第2号イの要件に適合することを証する書類
 - キ 譲渡する動物の種類・年齢幅、譲渡方法、動物の飼養管理方法(シェルター型、預かり型、その他)、管理する動物の上限頭数、感染症の制御方法を記した書類
 - (2) 譲渡ボランティア(個人)
 - ア 活動の目的を記載した書類、身分証明書の提示
 - イ 活動協力者の氏名、住所等を記載した名簿(第1号様式 別紙)
 - ウ 飼養施設の平面図、写真及び付近の地図
 - エ 自身が動物を飼養できなくなった際の受け入れ先の明記
 - オ 第4項第3号イの要件に適合することを証する書類
 - カ 譲渡する動物の種類・年齢幅、譲渡方法、動物の飼養管理方法(シェルター型、預かり型、その他)、管理する動物の上限頭数、感染症の制御方法を記した書類
 - (3) グルーミングボランティア (個人)
 - ア 活動の目的を記載した書類、身分証明書の提示

- イ 活動協力者の氏名、住所等を記載した名簿(第1号様式 別紙)
- ウ 第4項第4号の要件に適合することを証する書類
- (4) その他のボランティア(団体・個人) 活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、 個別に定める。
- 6 所長は、登録の申出の内容が第4項に規定する登録の要件に適合すると認めた場合は、 登録ボランティア名簿に登録するとともに、申出者に対し神奈川県動物愛護センター登録 ボランティア登録通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(登録の期限)

7 登録の期限は、登録の日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日(最長3年間)までとし、登録の継続を希望する者は、期限の3か月前から1か月前までに神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録(継続・変更・廃止)申出書(第4号様式)により申出を行う。この場合において、登録の審査、登録、登録通知書の交付については、前項の規定を準用する。

(遵守事項)

- 8 登録ボランティアは、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 共通事項
 - ア 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法その他の動物の愛護及び管理に関する法令を理解し、及び遵守すること。
 - イ 神奈川県が行う動物の愛護及び管理に関する施策を十分に理解し、及び協力すること。
 - ウ 登録者、団体構成員及び活動協力者に、暴力団員又は暴力団に利益を供与する等の 関係を有する者がいないこと。
 - エ 活動の内容及び会計の収支を文書に記載し、適切に保管すること。
 - オ 活動において知り得た個人情報及び行政機関が有する非公表の情報を、外部に漏ら さず、活動期間終了後においても守秘すること。
 - カ 活動に際しては、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為を行わないこと。
 - キ 活動に関係する個人・団体等の他者、組織等に対して、人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで、常識ある行動をとり、トラブルの発生防止に努め、他者の風評を害せず、誹謗中傷を行わないこと。また、トラブルが生じた場合には原則として自ら解決を図ること。
 - ク 施設内の指定場所以外への立ち入り、撮影、SNS 等への公開を行わないこと。
 - ケーセンターが開催する登録ボランティアを対象とする会議、研修会等に参加すること。
 - コ 活動に際しては、センターの助言、指導に従うこと。
 - サ 活動に際しては、自身及び動物の事故や怪我の防止に留意すること。
 - (2) 譲渡ボランティア
 - ア 登録者(団体にあっては、その代表者及び副代表者)は、構成員、活動協力者等の 飼養施設における動物飼養状況を把握し、適切に管理すること。
 - イ センターからの動物搬送、その後の飼養管理に当たっては、動物の習性、生理等を

正しく理解し、適切に行うこと。また、人への危害、逸走の防止に努めるとともに、 近隣の生活環境をみだすことのないよう留意すること。

- ウ 猫は、屋内飼養とすること。
- エ 狂犬病予防法に基づき、センターから犬の譲渡を受けた日(生後90日以内の犬については生後91日になった日)から30日以内に狂犬病予防注射及び登録を実施すること(登録、予防注射が未実施の犬に限る。)。
- オ センターから譲渡を受けた日から3か月以内又は生後約6か月を経過するまでに避 妊・去勢手術を行うこと(センターで手術未実施の犬猫に限る。)。なお、病気、高齢 等の理由から獣医師の判断で手術の実施が不可能な場合はこの限りでないが、体調回 復等により当該動物が手術実施可能となった場合は速やかに手術を受けさせること。
- カ 新たな飼い主に譲り渡す場合は、別紙「譲受者選定基準」に適合する者に対して譲り渡すこと。
- キ 原則として、譲渡を受けた動物を譲渡活動を行うボランティアに再譲渡しないこと。ただし、離乳前の猫が、譲渡されないまま成猫になってしまった場合等、譲渡後の動物の状態変化等により、他の登録ボランティアの施設で飼養、譲渡する方が当該動物の譲渡促進の観点から望ましいと判断される場合において、ボランティア間双方で同意した場合にあっては、この限りでない。なお、ただし書の規定による譲渡を行った場合は、その旨を速やかにセンターに報告すること。
- ク 譲渡を受けた動物を、みだりに使役活動に使わないこと。
- ケ 災害、事故、代表者や個人登録者の病気等不測の事態が生じた場合に備え、保護している動物の飼養管理に影響を及ぼさないような体制を事前に構築しておくこと。
- コ その他、譲渡を受けた動物に係る問題が生じた場合は、自己の責任において解決するとともに、センターの指示に従うこと。
- (3) グルーミングボランティア
 - ア センターでの活動は登録者が行うこととし、活動協力者のみでの活動はしないこと。 イ 活動中に自身及び動物の事故等が発生した時は、直ちに職員に連絡すること。
 - ウ 活動中に動物の異常を見つけた場合には職員に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (4) その他のボランティア

活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターで協議の上、個別に定める。

(登録事項の変更等)

9 登録された者は、申出書の記載事項に変更が生じたとき及びボランティアの活動を止めたときは、その日から1か月以内に神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録(継続・変更・廃止)申出書(第4号様式)を所長あて提出しなければならない。

なお、所長は申出を受けるに当たり、必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の公表)

10 所長は、登録ボランティア名簿に登録した事項のうち、ボランティアの種類、登録名称、取り扱う動物の種類についてホームページに登載する方法により公表する。

(活動時の調整)

11 登録ボランティアとして活動する場合は、事前にセンターと活動の内容について連絡調

整をするものとする。

(活動の報告)

- 12 登録ボランティアは、次の各号に掲げるボランティアの区分に応じ、当該各号に定める 事項を所長に報告するものとする。
 - (1) 譲渡ボランティア

譲渡ボランティアは、譲渡を受けた動物の新たな飼い主が決定し、第8項第2号エ及びオの措置を行ったことを確認した場合には、その事実を知った日から1か月以内にセンターに、譲渡動物に関する報告書(第5号様式)を提出すること。

なお、センターから譲渡を受けてから3か月を経過しても新たな飼い主が決定しない場合には、第8項第2号工及びオの実施状況について、また、譲渡を受けた動物が死亡した場合には、その旨を速やかにセンターに報告すること。

さらに、毎年3月31日時点での飼養動物数等の状況を飼養動物管理状況等定期報告書 (第6号様式)にて4月末日までに提出すること。

- (2) グルーミングボランティア 活動の都度、グルーミングボランティア活動に関する報告書(第7号様式)を提出すること。
- (3) その他のボランティア 活動内容に応じ、前各号に掲げるボランティアに準じて、センターと協議の上、個別 に定める報告書を4月末日までに提出すること。

(営利活動の禁止)

- 13 登録ボランティアは、登録ボランティアとしての活動において、営利を目的とした活動を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
 - (1) センターから譲渡を受けた動物を、新たな飼い主を探す目的で展示に供する場合
 - (2) 当該登録ボランティアの活動資金に供するための物品販売、募金等を行う場合

(登録の取消し等)

- 14 所長は、次に掲げる理由により、登録の取消し又は活動の制限を行うことができる。
 - (1) 登録に際して書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 第4項に定める登録の要件に合致しなくなった場合
 - (3) 第8項に定める遵守事項を著しく違反した場合
 - (4) 本要領に従わない場合
 - (5) 重大な法令違反又は登録ボランティアとしてふさわしくない非行があった場合
 - (6) 2年間以上継続して活動実績がなかった場合
 - (7) 報告期限までに活動の報告が提出されなかった場合
 - (8) その他所長が必要と認めた場合

(費用負担)

15 活動に伴う諸費用は、別途定める補助金、謝礼金、保険料等を除き、原則として登録ボランティアの負担とする。ただし、センター内における活動に必要な設備、光熱費等は、原則としてセンターが準備又は負担する。

(施設の調査)

16 センターは、登録ボランティアから活動の報告を求め、又は飼養施設等の調査をすることができる。

附則

1 この要領は、令和2年1月15日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和6年3月6日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領(以下「改正前要領」という。)に基づき現に登録されているボランティアについて、その継続を希望する場合は、令和6年4月30日までに改正後の要領(以下「新要領」という。)に基づく第1号様式、第1号様式別紙、第2号様式、未提出分の第5号様式及び第6号様式を提出すること。(登録期限が令和6年3月31日のボランティアについては、令和6年3月29日までに第1号様式、第1号様式別紙、第2号様式及び未提出分の5号様式を提出し、令和6年4月30日までに第6号様式を提出すること。)この場合において、所長は新要領第6項に基づき要件の確認を行い適合していると認める場合は新要領に基づく第3号様式を交付し、その登録期限は改正前要領で登録されている期限と同日とする。

譲受者選定基準

- 1 当該動物の飼養管理状況について譲り渡す者が確認できる地域に居住する成人であること。
- 2 飼養することに同居者全員が同意していること。
- 3 飼養場所は動物の飼養が禁止されていない施設であること。
- 4 動物の習性、生理等を理解し、適正飼養を行い終生飼養することができること。
- 5 譲受した日から3か月以内又は生後約6か月までに避妊・去勢手術を実施すること(手 術未実施の犬猫に限る。)。

ただし、病気又は高齢等の理由から獣医師の判断で手術の実施が不可能な場合はこの限りではないが、その旨を報告すること。また、体調回復等により当該動物が手術実施可能となった場合は速やかに手術を実施し、その旨を報告すること。

- 6 既に飼っている動物については、譲受する動物が繁殖することのないよう措置済みであ り、また、ワクチン接種等による感染症予防措置済であること。
- 7 犬にあっては譲り受けた日(生後 90 日以内の犬については生後 91 日になった日)から 30 日以内に狂犬病予防注射を受け、犬の登録の手続きを行い、鑑札及び注射済票を装着す ること。また、犬以外の動物にあっては、身元の表示(迷子札等)を装着すること。
- 8 猫は屋内飼養すること。
- 9 動物の病気又は怪我等に対し、適切な治療を受けさせること。
- 10 関連する法令等の規定を守ること。

(第1号様式)

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録申出書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

申出者 郵便番号 住 所

氏 名

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、登録を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

	□ 譲渡ボランティア (団体・個人)	
ボランティアの種類	□ グルーミングボランティア	
	□ その他のボランティア (団体・個人)	
登録名称		
代表者情報	住所	
(団体のみ記入)	氏名	
.		公開 (可•否)
電話番号		公開 (可・否)
Email アドレス		公開 (可•否)
HP 等アドレス		公開 (可•否)
県内在住の責任者	住所	
(県外団体のみ記入)	氏名 電話番号	
飼養管理可能動物・頭数	犬 頭・成猫 頭・幼猫	頭
飼養管理者数	人 その他 ()	頭
飼養施設の所在地		
(譲渡ボランティアのみ)		
緊急時の受け入れ先		
(個人譲渡ボランティアのみ)		
取扱い可能な動物の種類	□犬 □成猫 □幼猫 □ウサギ	
(グルーミングボラのみ)		
動物取扱業の	□第一種(種別及び登録番号:)
登録の有無	□第二種(種別:)
豆」」。	□登録なし	

※添付書類

【譲渡ボランティア共通】

飼養施設平面図・写真・付近地図、動物の管理方法等を示す書類、資格証明書(原本)

- <団体>団体の概要書、法人証明書(原本)、団体構成員名簿、他県登録証明書(県内に飼養施設を有しない場合)
- <個人>活動目的を記載した書類、身分証明書、活動協力者名簿

【グルーミングボランティア】

活動目的を記載した書類、身分証明書、活動協力者名簿、資格証明書(原本)

(第1号様式 別紙)

団体構成員 (活動協力者) 名簿

職名	氏 名	住 所	電話番号

誓 約 書

神奈川県動物愛護センター所長 様

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づく、譲渡ボランティアとしての登録及び活動に当たっては、下記の事項を遵守し、神奈川県が行う動物愛護管理事業に協力することを誓約します。

なお、本誓約事項を遵守していないことが明らかになった場合は、登録の取消し又は活動の制限を受けても不服を申し立てません。

記

[登録ボランティア要領 遵守事項(抜粋)]

- ア 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、その他動物の愛護及び管理に関する法令等(関係法令) を理解し遵守します。
- イ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例、県が行う動物愛護管理事業を理解し、協力します。
- ウ 登録者、団体構成員及び活動協力者には暴力団員又は暴力団に利益を供与する関係者はおりません。
- エ 活動の内容及び会計の収支を文書に記載し、適切に保管します。
- オ 活動において知り得た個人情報及び行政機関が有する非公表の情報は、決して他に漏らさず、活動期間終了後においても守秘します。
- カ 活動に際しては、県の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為は行いません。
- キ 活動に関係する個人・団体等の他者、組織等に対して、人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで、常識 ある行動をとり、トラブルの発生防止に努め、他者の風評を害せず、誹謗中傷を行いません。またトラブル が生じた場合には原則として自ら解決を図ります。

[譲渡ボランティア]

□ 譲渡を受ける動物については、その特性を理解した上で引取り、譲渡のための健康管理		,, , , , ,
また、譲渡後に疾病、行動その他について問題があった場合、その動物が問題を起こした	た場合、又	はその動
物により損害を受けたあるいは与えた場合であっても、県に対して賠償請求等はしませ	:ん。	

□ 動物の飼育譲渡状況を定期的に書面報告し、必要に応じ愛護センター等が行う立入調査等に協力します。

※ (県外ボランティアの場合)

□ 飼養施設や関係法令の遵守状況等について、神奈川県から当ボランティアの管轄自治体に対し照会する場合には、照会事項について、管轄自治体が神奈川県に情報提供を行うことに同意します。

[グルーミングボランティア、その他ボランティア]

□ 活動中に生じた事故については自己の責任において処理し、県に対して賠償請求等はしません。

年 月 日

代表者 住所

氏名

(第3号様式)

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録通知書

動愛第 号 年 月 日

0000 様

神奈川県動物愛護センター所長 印

年 月 日付けで申出があった件につきまして、神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、神奈川県動物愛護センター登録ボランティアとして登録しましたので通知します。

- 1 登録名称
- 2 申出者住所氏名
- 3 ボランティアの種類
- 4 登録番号
- 5 取り扱う動物の種類
- 6 登録年月日等

初回登録年月日 年 月 日 登録の年月日 年 月 日

登録の期限 年 月 日

7 備考

(第4号様式)

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア登録(継続・変更・廃止)申出書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

申出者 住 所

氏 名

神奈川県動物愛護センター登録ボランティア要領に基づき、登録の(継続・変更・廃止)を申し出ます。

	登録名称			
	登録番号			
継	定期報告書		譲渡動物報告書	
続	誓約書	*	登録要件の確認	*
	変更事項			
変更	変更前			
文	変更後			
廃 止	廃止の理由			

※当所記入欄

譲渡動物に関する報告書

白	E.	月	日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

1	センターからの譲渡年月日 年 月 日 <u>No.</u>	
2	譲渡動物の種類等 (犬・猫・) 品種 性別 体格 年令 毛色 () () () ()	
3	新しい飼養者への譲渡年月日等 住 所: 氏 名: 電 話: 譲渡日: 年 月 日	
4	避妊・去勢手術の実施 実施年月日 年 月 日 実施獣医師 実施動物病院 所在地 病院名	
5	征犬病予防法に基づく登録番号等 登録年月日 年 月 日 登録番号 狂犬病予防注射実施日 年 月 日 狂犬病予防注射実施者	
6	その他(マイクロチップΝο等)	

飼養動物管理状況等定期報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

() 年度3月31日時点での飼養動物管理状況

		OI HING		小一人	1						
動物種	昨年月	度から	今年	度受け	今年	度譲り	今年月	度死亡	3月:	31 目	
	飼養る	されて	入れる	た頭数	渡した	た頭数	した見	頭数	時点~	での飼	
	いる頭		(内:	当所か	(内)	当所か	(内)	当所か	養頭数	汝	備考
		当所か	らの		らの教		らの数			当所か	I/⊞ ² ラ
	らの数		•J •/>	双,	•J •//3	双,	1000	双 /	らの数		
	り <i>い</i> 多	蚁)							り <i>い</i> 多	义)	
		頭		頭		頭		頭		頭	
犬	,		,		,		,		,		
	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	
		古古		古古		古古		古古		古古	
猫	,	頭		頭	,	頭	,	頭	,	頭	
•	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	
その他		頭		頭		頭		頭		頭	
()	(((((
()	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	(頭)	
その他		頭		頭		頭		頭		頭	
	(((((
()	(頭)	(頭)	(頭)		頭)	(頭)	
その他		頭		頭		頭		頭		頭	
	(((((
	(頭)		頭)	(頭)	(頭)	(頭)	

上記データの当所ホームページでの公開

(希望する ・ 希望しない)

グルーミングボランティア活動に関する報告書

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

登録名称

1	活動実施日	:	年	月	日		
2	実施者:					-	
						-	
3	内容					-	

動物種	シャンプー	カット	その他
	シャンプー (実施は〇)	(実施は○)	

4 その他